

61—06 P D T

拒絶査定不服審判の審理の方式

1. 審理の順序

(1) 原則

拒絶査定不服審判事件は審判請求順に審理する。

ただし、出願日（遡及出願日及び優先権主張の優先日を含む。）が古い事件については、速やかに審理する。

(2) 以下のときは必ずしも審判請求順によらず早期に審理する。

ア 早期審理に関する事情説明書の提出があり、所定の要件を満たしているとき（→特許庁ホームページで公開している早期審理ガイドライン参照）

イ その他、特段の事情があり、早期な審理が必要と認められたとき

2. 書面審理

拒絶査定不服審判は、書面審理による。

ただし、審判長は、当事者の申し立てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる（特 § 145②、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

3. 口頭審理（→33—00）

4. 職権審理（→36—01）

審判においては、当事者または参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。ただし、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない（特 § 153①③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

5. 併合審理（→30—03）

拒絶査定不服審判についても、審理の併合ができる（特 § 154、意 § 52、商 §

56①、§ 68④)。

6. 審尋 (→37—00～37—02)

審判長は、当事者を審尋することができる (特 § 134④、意 § 52、商 § 56①、§ 68④)。

7. 中断・中止 (→26—01～26—01.1)

審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる (特 § 168、意 § 52、商 § 56①、§ 68④)。

8. その他

答弁書の提出、訂正請求、参加及び参加の申請に係る規定は、拒絶査定不服審判には適用されない (特 § 161、意 § 52、商 § 56①、§ 68④) (→61—02の2.)。

(改訂H27.2)